## 世田谷区立区民会館条例の一部改正について

## (付議の要旨)

使用料・利用料の見直しに伴い、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する。

## 1 主旨

平成30年10月に使用料・利用料を改定するため、平成30年第1回区議会定例会に世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例を提案する。

- 2 改正内容(別紙「新旧対照表」のとおり) 区民サービスの維持に向けて、使用料・利用料の見直し内容に基づき、料金改定を行う。
- 3 今後のスケジュール(予定)

平成30年 2月 区民生活常任委員会(条例改正案) 第1回区議会定例会(条例改正案)

公布 (同日施行)

10月 料金改定

## 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
世田谷区立区民会館条例	世田谷区立区民会館条例
昭和56年12月1日条例第48号	昭和56年12月1日条例第48号
第1条~第8条 省略	第1条~第8条 省略
(使用)	(使用)
第9条 区民会館の施設(喫茶コーナーを除く。次条及び第11条にお	第9条 区民会館の施設(喫茶コーナーを除く。次条及び第11条にお
いて同じ。)を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、	いて同じ。)を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、
	1

- 区長に申請し、その承認を受けなければならない。

  区長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 承認しない。
- (1) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき(ホールを使用する場合を除く。)。 (2) 営利を目的とするとき(ホールを使用する場合を除く。)。
- (3) 施設の利用の目的又は内容が暴力団の組織としての活動を (3) 管理上支障があるとき。 助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそ れがあるとき。
- (4)管理上支障があるとき。

第10条~第22条 省略

別表第1~別表第2 省略

別表第3(第12条関係)

	•			,								
	<u> </u>	F前	午	後		夜	間			全	日	
名称	から	пчн	から	午後	午後 30分 午後 まで	から 10時	30分	から 11時	から	9時 午後 まで	から	午後
	平E	日曜日、	平日	日曜日、	平日	日曜日、	平日	日曜 日、	平日	日曜日、	平日	日曜日、

- 2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を 承認しない。
  - (1) 秩序を乱すおそれがあるとき。

第10条~第22条 省略

別表第1~別表第2 省略

別表第3(第12条関係)

					,								
		午	前	午	後		夜	間			全	日	
<b>千</b>	術	から	ョ時 正午 で	から	午後 30分	30分	から 10時	30分	から 11時	<sub>下則</sub> から	午後	午前 から <sup>:</sup> 11時	午後
		平日	日曜日、	平日	田曜日、	平日	日曜日、	平日	日曜日、	平日	日曜日、	平日	田曜日、

						改正														改正	 前					
	=	土曜		土曜				土曜		土曜		土曜		土曜		土曜		土曜								
	E	日及		日及				日及		日及		日及		日及		日及		日及								
	7	ゾ休		び休			,	び休		び休		び休		び休		び休		び休								
	-	3		日		日		日		日		日				<u>日</u>		日		日		日		日		日
世第	12,5	15,0	18,8	<u>22,5</u>	31,4	37,7	<u>37,6</u>	<u>45,0</u>	<u>50,3</u>	60,3	<u>56,4</u>	<u>67,6</u>														61,4
田 1	80円	<u>10</u> 円	<u>70</u> 円	<u>90</u> 円	<u>60</u> 円	<u>50</u> 円	<u>00</u> 円	<u>40</u> 円	<u>30</u> 円	<u>40</u> 円	<u>80</u> 円	<u>30</u> 円	E	<b></b>	40円	50円	60円	40円	00円	20円	90円	50円	60円	60円	50円	90円
日年													1 													
立室													]	立室												
	2,71												t	增;	2,47	2,86	3,77	4,42	6,24	7,41	7,41	8,84	10,0	11,8	11,1	13,2
田2	<u>0</u> 円 <u>0</u>	) 円	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円	<u>10</u> 円	<u>10</u> 円	<u>90</u> 円	<u>80</u> 円	E	₹2	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	10円	30円	80円	60円
台集													í	集												
区会														完全												
디프 수설	2,282	71	3 57	4 29	5 86	7 00	7 00	8 29	9 43	11 2	10.5	12 5		$\Box$	2 08	2 /17	3 25	3 90	5 33	6 37	6 37	7 5/	8 58	10 2	9 62	11,4
-	<u>0</u> 円 C																									40円
別集														集	013	013	0,3	0,3	0,3	0,3	013	0,3	0,3	. 0, 5	015	
館会													Ê	经												
室														室												
	9,001								<u>36,1</u>											24,5			32,8			
田会	<u>0</u> 円 2	<u>25</u> 円	<u>80</u> 円	<u>00</u> 円	<u>90</u> 円	<u>20</u> 円			<u>70</u> 円	<u>20</u> 円					0円	0円	50円	20円	40円	70円			90円	90円		
谷室													Í	至												
7														<u>×</u>												
区台元														) H												
沂														Г												
														ž Z												
N E													E	•												

改正後	
会 館 別 館	会 館 別 館
世集3,143,714,865,728,009,58 田会0円0円0円0円0円0円0円 行	世集2,863,384,425,207,288,71
立集3,143,714,865,728,009,58 王会0円0円0円0円円0円 川室 区B 民会	立集2,863,384,425,207,288,71 王会 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 10円 10円
世集7,15 8,58 10,7 12,8 17,8 21,4 田全0円 0円 20円 70円 70円 50円 台室 区 式 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	世集6,50 7,80 9,75 11,7 16,2 19,5 田会 0円 0円 0円 00円 50円 00円 00円 00円 00円 00円 00

			改正後			
世 <mark>才</mark> 27,8	33,341,8	<u>50,1</u> 69,6	83,5	<u>111,</u>	133,	
田 <mark>–50</mark> 円	<u>90</u> 円 <u>40</u> 円	<u>60</u> 円 <u>90</u> 円	<u>50</u> 円	<u>540</u>	<u>710</u>	
台기				円	円	
区 <mark>集<mark>6,60</mark></mark>	7,92 10,0	12,0 16,6	19,9	<u> 26,6</u>	31,9	
立会0円	<u>0</u> 円 <u>30</u> 円	<u>10</u> 円 <u>30</u> 円	<u>30</u> 円	<u>60</u> 円	<u>40</u> 円	
鳥室						
山						
Z						
民						
会						
館						

備考 省略

別表第4 省略

別表第4の2(第20条関係)

Ī			/T	<u></u>	/T	14	-	<del>; =</del> 88			ΔΠ	
			+	前		後	1	夜間			全日	
			午前 9	時から	午後 1	時から	午後:	5 時302	分 4	午前:	9 時か	15
			正午	まで	午後 4	時30分	から4	干後10日	诗 4	午後1	0時ま	で
					まで (	備考第	まで					
					1号の	規定に						
					より使	用時間						
	名	種			の単位	を定め						
	称	別			た施設	は、正						
					午から	午後 5						
					時30分	まで)						
			平日	日曜	平日	日曜	平日	日曜		平日	日曜	Z E
				日、土		日、土		日、	$\pm$		日、	$\pm$
				曜日及		曜日及		曜日	及		曜日	及
				び休日		び休日		び休	日		びか	日

							改正i	前				
t	寸	25,3	30,3	38,0	45,6	63,3	75,9		101,	121,		
E	<b>I</b> –	20円	60円	40円	00円	60円	60円		400	560		
1	ال≌								円	円		
	集	6,00	7,20	9,12	10,9	15,1	18,1		24,2	29,0		
-	立会	0円	0円	0円	20円	20円	20円		40円	40円		
ļ	至											
L	1											
	X											
E	7											
1	슬											
Í	Ĭ											

備考 省略

別表第4 省略

別表第4の2(第20条関係)

		_ ( >		1/31/							
		午	前	4	干後			夜間	<b></b>	全	≧日
		午前 9	時から	午後	1 時か	5	午後	5 ₽	寺30分	午前 9	時から
		正午	まで	午後4	4 時30	分	から	午後	<b>負10時</b>	午後10	時まで
				まで	(備考	第	まで				
				1号0	カ規定	に					
				より値	吏用時	間					
名	種			の単位	立を定	め					
称	別			た施証	ひは、!	Œ					
				午から	ら午後	5					
				時30分	分まで	)					
		平日	日曜	平日	日曜		平日	3	∃曜	平日	日曜
			日、土		日、	土		E	∃、土		日、土
			曜日及		曜日	及		B	翟日及		曜日及
			び休日		び休	日		7	び休日		び休日

					改正後											改正前				
世	ホ	55,000	65,950	82,650	99,070	137,66	165,16	220,32	264,24	t	<u>+</u>	ホ	45,840	54,960	68,880	82,560	114,72	137,64	183,60	220,20
田	_	円	円	円	円	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円		∄	_	円	円.	円	円	0円	0円	0円	0円
谷	ル									í	谷	ル								
区	集	15,180	18,210	22,830	27,320	38,010	45,540	60,850	72,860		<u>Σ</u>	集	13,800	16,560	20,760	24,840	34,560	41,400	55,320	66,240
立:	会	円	円	円	円	円	円	円	円		፲	슷	円	F.	円	円	円	円	円	円
世	室									t	<u>#</u>	室								
田										E	∄									
谷										1	谷									
X											<u>₹</u>									
民											₹									
会											슾									
館										! I <b>⊢</b>	官									
					よる幅1				•						形式に					•
田								•	以下「通		Ħ		·		トル以内				•	
[			_	う。) <sup>7</sup>	を設定す	する場合	言又は舞	舞台を設	定しな		- 1			」とい	う。) を	を設定す	「る場合	さ又は舞	台を設	定しな
X		い場合		l	l	L	<u> </u>				<u>×</u>		い場合		-1			1 :		
立		30,170	36,170	945,330					3 144,85		ב				41,210					
北		H	H	H	円		円	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円		匕		円	<u> </u>	1				0円	0円
沢					を設定す				1		尺				の舞台を			_		
$\boxtimes$									188,18		×				53,560			·	•	•
民			円	円	円	円	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円		₹		円	<u> </u>						
	-								15,300			第		•	4,420			·	•	13,910
館	1	円	円	円	円	円	円	円	円		官	1	円	F.	門	円	円	円	円	円
	集											集								
	会											会								
F	室										H	室								
	第								15,300			第		•	4,420				•	•
	2	円	円	円	円	円	円	円	円			2	円	F.	門	円	円	円	円	円

					改正後									 改正前			
集 会 室											集会室						
第3条字	3   <b>E</b>		<u>3,710</u> 円	<u>4 ,860</u> 円	<u>5,720</u> 円	<mark>8,000</mark> 円	<u>9,580</u> 円	<u>12,870</u> 円	<u>15,300</u> 円		第3集会室	2,860	3,380 円		8,710 円	11 , 700 円	13,910
二第 4 集 会 室	育 4 長		<mark>8,580</mark> 円	<u>10,860</u> 円	<u>13,010</u> 円	<u>18,010</u> 円	<mark>21,590</mark> 円		<mark>34,600</mark> 円		二第 4 集 会 室	6,500 円	7,800		19,630 円	26,260 円	31,460 円
世 オ 田 - 谷 ル	-		<u>36,170</u> 円	45,330 円	<u>54,340</u> 円	<mark>75,500</mark> 円			144,85 <u>0</u> 円	世田谷	ホール	27,430 円	32,890 円		82,290 円	109,85 0円	131,69 0円
区集公会		<u>2,000</u> 円	<mark>2,280</mark> 円	<u>3,000</u> 円	<u>3,570</u> 円	<u>5,000</u> 円	<u>6,000</u> 円		<u>9,570</u> 円	区站区区	集会室A	1,820 円	2,080		5,460 円	7,280	8,710
民集		<u>2,000</u> 円	<mark>2,280</mark> 円	<u>3,000</u> 円	<u>3,570</u> 円	<u>5,000</u> 円	<u>6,000</u> 円		<u>9,570</u> 円	民会館	集会室B	1,820 円	2,080		5,460 円	7,280 円	8,710
集 会	<u> </u>		<u>3,710</u> 円	<u>4,860</u> 円	<u>5,720</u> 円	<u>8,000</u> 円	<u>9,580</u> 円	<u>12,870</u> 円	<u>15,300</u> 円		集会室C	2,860 円	3,380 円		8,710 円	11,700 円	13,910 円

					改正後											改正前				
	集	3,140	3,710	4,860	5,720	8,000	9,580	12,870	15,300			集	2,860	3,380	4,420	5,200	7,280	8,710	11,700	13,910
	会	円	円	円	円	円	円	円	円			会	円	円	円	円	円	円	円	円
	室											室								
	D											D								
	集				<u>5,720</u>		9,580	12,870	15,300			集	2,860	3,380	4,420	5,200	7,280	8,710	11,700	13,910
	会	円	円	円	円	円	円	円	円			会	円	円	円	円	円	円	円	円
	室											室								
	Е											Е								
備者	音 省	略									備考	省	略							
別表第	育4の	) 3 省	略							表	第4	の3	省略							
附	則																			
1 5	の多	∮例は、	公布の	日から	施行す	る。														
2 5	この身	€例によ	る改正	後の別	表第3	及び別	表第 4	<u>თ 2 თ</u>	規定は、	平										
成 3	3 0 年	10月	1日以	後の使	用に係	る使用	料及び	利用料:	金につい	17										
適月	目し、	同日前	がの使用	に係る	使用料	及び利	用料金	につい	ては、た	お										
<u>従</u> 育	前の何	川による	)																	